

令和8年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年 2月 17日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----------|
| 議長 | 山本 正二 | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 縄田 善博 |
| 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 | 9番 中嶋 友之 |
| 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 | 14番 岸 英法 |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 | 17番 村上 浩一 |
| 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 | |
- 4 出席推進委員
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 野村 和枝 | 安永 彰 | 山田 孝治 | 岩山 澄男 |
| 阿野 秀文 | 永安 達彦 | | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主査 柳井 信吾 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 8 年第 2 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 17 名中 17 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがよろしゅうございますか。それでは 6 番 縄田委員、10 番 中野委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 2 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●町●●の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は高齢のため耕作が困難であり、後継者がいないため、現在申請地を耕作している譲受人に所有権を移転します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は高齢であり配偶者も亡くなっているため、子の家に引っ越すこととなり農地の管理が困難であるため経営規模拡大を希望している譲受人に農地を譲ることとなりました。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。

<p>縄田委員</p>	<p>6番の縄田です。2月6日に会長、石田委員、事務局2名、地元推進委員と現地調査を行いました。1件目ですが、場所は参考資料の位置図のとおりです。農地を確認したところ、ビニールハウスでメロンを栽培していたり、野菜を作られているということでした。また、集落内で営農しているのは譲受人のみであり、他所から来た人をあてにするより自ら耕作したほうが良いと判断し、農地を引き受けることになりました。意欲的に農業をされている方なので、特に問題はないと思います。</p> <p>続きまして目録番号2番。場所は参考資料の位置図のとおりです。譲受人には退職後に地元に戻ってきて農業を一生懸命されている方で、譲渡人も高齢で農地の管理が難しいということなので、いいんじゃないかと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。</p>
<p>野村推進委員</p>	<p>厚保地区の野村です。縄田委員の説明されたとおりです。よろしくおねがいします。</p>
<p>安永推進委員</p>	<p>真名地区の安永です。先ほどの縄田委員の説明のとおりです。よろしくおねがいします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしくおねがいします。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。</p> <p>議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1件朗読。</p> <p>それでは、農地法第5条許可申請2件について説明します。</p> <p>1件目、資料3を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積1,646㎡、申請人は●●●●。申請地の場所については参考</p>

	<p>資料の位置図のとおりで、準工業地域の3種農地です。太陽光発電のための転用です。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続きまして2件目、資料4を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積1,085㎡、申請人は●●●●です。申請地は位置図のとおりで、●●から●●川を挟んだ対岸近くの2種農地です。事業用駐車場として利用します。本件は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。
縄田委員	6番の縄田です。まず1番についてですが、申請地は参考資料の位置図のとおりです。申請地のすぐ近くの田が3か月か4か月か前に農地転用により太陽光発電パネルが設置されているようなところですが、申請地は水がないところなので米作ができず、所有者が大豆を栽培しておりました。所有者が県外に転出したため、それからは利用権が設定されて耕作されていましたが、その方が健康上の理由により耕作が難しくなったので、太陽光発電施設に転用ということになりました。特に問題はないと思われます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足等ありましたらよろしく申し上げます。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。縄田委員の説明のとおりで、転用しても問題ないと思われます。
岩山推進委員	大田地区の岩山です。縄田委員の説明されたとおりで何ら問題はないと思われます。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。
馬屋原委員	15番の馬屋原です。2番の譲受人は何をされている会社ですか？
議長	建設業ですが水道工事等手広くやられております。ほかに何かありますか？ それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)

議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第3 報告第1号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、現況証明願いの提出が5件ありましたので説明いたします。 1件目 資料5を参照ください。申請地は昭和45年から農機具倉庫が建っています。 2件目 資料6を参照ください。申請地は昭和58年、昭和63年に倉庫が建てたれ、宅地となっています。 3件目 資料7を参照ください。申請地は令和5年の大雨災害で耕作不能になりました。また、周囲を原野等に囲まれています。 4件目 資料8を参照ください。申請地は20年以上耕作放棄され、山林原野と化しています。また、周囲を原野等に囲まれています。 5件目 資料9を参照ください。申請地は2筆あります。●●●●番●につきましては圃場整備の残地であり、立地的にも地形的にも何にも使えない土地です。現在は原野と化しています。●●●●番●につきましては、昭和43年ころから耕作放棄され現在は庭の一部になっています。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。
石田委員	11番の石田です。1番についてですが、事務局から説明があしりましたが、●●の近くに申請地があります。申請人宅の隣に倉庫が建っており、農機具が入っておりました。続いて2番ですが、場所については●●の向かいにあります。参考資料の写真のとおりで、転用許可を得て転用されましたが、登記がそのままになっておりましたので、現況証明願いが出されました。3番ですが、場所は参考資料の位置図のとおりです。川沿いの農地ですが、過去の水害で山手側から土砂が流れてきて耕作不能になったということで、現況証明して問題ないと思われます。続いて4番目ですが、場所は参考資料の位置図のとおりです。周りを山林に囲まれており、申請地も周囲と同じようになっておりました。5番についてですが、場所は参考資料の位置図のとおりです。参考資料の写真のとおり、宅地の一部、それからもう1筆は参考資料の図面と写真をみていただければわかるのですが、圃場整備の残地で、何にも使えないような土地です。以上です。

議長	はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。
阿野推進委員	於福地区の阿野です。先ほど石田委員から説明がありあましたとおりです。
永安推進委員	赤郷地区の永安です。特に問題はないと思います。
安永推進委員	真名地区の安永です。現況証明することに問題はないと思います。
議長	皆さん質問等ありますでしょうか？よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第5、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは農地転用届 1件について説明します。資料10を参照ください。 所在地は●●町●●、先ほど現況証明願が出された宅地の隣に畑があり、その中に既に農業用倉庫が建てられていましたので事後になりますが届出を提出してもらいました。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。
縄田委員	6番の縄田です。参考資料をみていただければわかりますが、申請人宅の隣の畑の中に倉庫が建っております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらよろしく申し上げます。

安永推進委員	真名地区の安永です。問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。 続きまして議事順位第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 目録をご覧ください。合意解約12件について説明します。 1件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。所有権移転、転用のための解約です。 2件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が高齢のため、耕作ができないということによる解約です。次の耕作者は決まっています。 3件目から12件目は貸付人●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が高齢、病気のため耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっています。 なお、4件目と9件目は利用権の期間がこの3月末で終了しますが、その前の解約になります。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは質問等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？
中野委員 事務局	●●さんの後はすぐに耕作できるようになるのか。 場所によってはすぐに耕作することが困難だという意見も聞いています。

中野委員	草等は刈ってきれいにしてあるのか。
事務局	一つ解約したくないという理由が、荒れたまま返すのが忍びないので、きれいにして返したいという理由もあり、少しずつきれいにされて返しておられます。
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第3号を終わります。 続きまして議事順位第6、報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは別紙の法人報告書をご覧ください。2件あります。●●●●と●●●●から法人報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、業務執行役員の状況等を審議させていただきましたところ適正でありましたことを報告します。以上です。 はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？ (はいの声)
議長	特に無いようですので報告第4号は終わらせていただきます。 その他の方に移りたいと思います。農業相談はありませでした。当番委員の皆さんありがとうございました。 以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？ それでは終わりたいと思います。
事務局	互礼。

午後 3 時 2 2 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____